

(記入に当たっての注意)

1. 届出者が、法人にあつては、氏名の欄は、名称及び代表者の氏名とする。
 - ・各氏名欄において、旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいいます。）使用を希望する場合は、旧姓を単記又は併記することができます。
 - ・旧姓の単記とは、申請者等の氏名欄において、旧姓のみを記載することをいいます。
 - ・旧姓の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいいます。
2. 変更届出の場合、記の1、2、3、4については、当該項目につき新旧を対比させるか、別紙として新旧対照表を添付してください。
3. 記の3の取り扱う指定種苗の種類については、作物の区分を届け出れば足りているので、同一区内での作物の種類を増減は変更事項に該当しません。
4. 変更届出に際しては、前回の届出書の写し（または農林水産省の受理印の押印されたものの写し）を参考のために添付してください。
5. 指定種苗の販売事業を廃止した場合にあつては、上記変更届出の書式に準じて廃止届出を提出して下さい。
(注：表題を「種苗業者届出（廃止）」とする。)
6. 提出は変更があつた時から、2週間以内におこなってください。
7. 照会先・送付先
農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗企画班
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
Tel 03-3502-8111 内線4288
種苗業者届出書は、郵送に加え、電子メールでも提出いただくこともできます。
【提出先アドレス】
shubyotodoke(at)maff.go.jp
※上記アドレスの(at)を@に置き換えて送信してください。

記載例（新規届出）

種 苗 業 者 届 出 書

令和3年4月1日

農林水産大臣 殿

住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

氏名 株農林種苗産業 取締役社長〇〇 〇〇

種苗法第58条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
- 2 氏名 株農林種苗産業 取締役社長〇〇 〇〇
- 3 取り扱う指定種苗の種類
穀類、豆類、いも類、野菜、飼料作物、芝草、きのこ類
- 4 営業所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

株農林種苗産業 〇〇支店

(変更時の届出)

種 苗 業 者 届 出 書 (変 更)

令和3年4月1日

農林水産大臣 殿

住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
氏名 (株)農林種苗産業 取締役社長△△ △△

種苗法第58条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
- 2 氏名 (株)農林種苗産業
(旧) 取締役社長〇〇 〇〇
(新) 取締役社長△△ △△
- 3 取り扱う指定種苗の種類
穀類、豆類、いも類、野菜、飼料作物、芝草、きのこ類
(追加) 果樹
- 4 営業所の所在地
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
(株)農林種苗産業 〇〇支店
(追加) □□府□□市□□区□□町□□丁目□番□号
(株)農林種苗産業 □□営業所